雇用関係助成金支給要領

### 目次

- 第1 共通要領
- 第2 各助成金別要領
- 1 雇用調整助成金
- 2 労働移動支援助成金
  - (1) 再就職支援コース
  - (2) 早期雇入れ支援コース
- 3 中途採用等支援助成金
  - (1) 中途採用拡大コース
  - (2) UIJターンコース
  - (3) 生涯現役起業支援コース
- 4 特定求職者雇用開発助成金
  - (1) 特定就職困難者コース
  - (2) 生涯現役コース
  - (3) 被災者雇用開発コース
  - (4) 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
  - (5) 三年以内既卒者等採用定着コース
  - (6) 障害者初回雇用コース
  - (7) 安定雇用実現コース
  - (8) 生活保護受給者等雇用開発コース
- 5 トライアル雇用助成金
  - (1) 一般トライアルコース
  - (2) 障害者トライアルコース
  - (3) 障害者短時間トライアルコース
  - (4) 若年・女性建設労働者トライアルコース
- 6 地域雇用開発助成金
  - (1) 地域雇用開発コース
  - (2) 沖縄若年者雇用促進コース

- 7 障害者雇用安定助成金
  - (1) 障害者職場定着支援コース
  - (2) 障害者職場適応援助コース
- 8 人材確保等支援助成金
  - (1) 雇用管理制度助成コース
  - (2) 介護福祉機器助成コース
  - (3) 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
  - (4) 中小企業団体助成コース
  - (5) 人事評価改善等助成コース
  - (6) 設備改善等支援コース
  - (7) 働き方改革支援コース
  - (8) 雇用管理制度助成コース (建設分野)
  - (9) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース (建設分野)
  - (10) 作業員宿舎等設置助成コース (建設分野)
- 9 通年雇用助成金
- 10 65歳超雇用推進助成金
  - (1) 65歳超継続雇用促進コース
  - (2) 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース
  - (3) 高年齢者無期雇用転換コース
- 11 キャリアアップ助成金
  - (1) 正社員化コース
  - (2) 賃金規定等改定コース
  - (3) 健康診断制度コース
  - (4) 賃金規定等共通化コース
  - (5) 諸手当制度共通化コース
  - (6) 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
  - (7) 短時間労働者労働時間延長コース
- 12 両立支援等助成金
  - (1) 出生時両立支援コース
  - (2) 介護離職防止支援コース
  - (3) 育児休業等支援コース
  - (4) 再雇用者評価処遇コース
  - (5) 女性活躍加速化コース
  - (6) 事業所内保育施設コース

# 13 人材開発支援助成金

- (1) 特定訓練コース
- (2) 一般訓練コース
- (3) 教育訓練休暇付与コース
- (4) 特別育成訓練コース
- (5) 建設労働者認定訓練コース
- (6) 建設労働者技能実習コース
- (7) 障害者職業能力開発コース

# 14 その他 (経過措置関係)

- (1) 労働移動助成金 (中途採用拡大コース)
- (2) 生涯現役起業支援助成金

#### 第1 共通要領

雇用保険法(昭和49年法律第116号。以下「雇保法」という。)第62条及び第63条並びに雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号。以下「雇保則」という。)の規定に基づく助成金(「第2 各助成金別要領」に定めがあるものに限る。「第1 共通要領」において「助成金」という。)の支給については、この要領の定めるところによる。

0100 趣旨

0101 趣旨

0200 定義

0201 事業主

0202 中小企業事業主

0203 常時雇用する労働者

0204 実地調査

0205 不正受給

0206 生産性

0300 支給要件

0301 支給対象事業主等

0302 生産性要件

0303 不支給要件

0304 国等に対する不支給

0305 併給調整

0400 支給申請

0401 支給申請期間

0402 支給申請方法

0403 支給申請の取下げ

0500 支給要件の確認

0501 不支給要件に該当しないことの確認

0502 中小企業事業主であることの確認

0503 生産性要件を満たしていることの確認

0503a 生産性要件を満たしていることの確認 (企業会計基準を用いている法人等 場合)

0503b 生産性要件を満たしていることの確認 (社会福祉法人の場合)

0503c 生産性要件を満たしていることの確認

(医療法人の場合)

0503d 生産性要件を満たしていることの確認

(公益法人の場合)

0503e 生産性要件を満たしていることの確認

(NPO法人の場合)

0503f 生産性要件を満たしていることの確認

(学校法人の場合)

0503g 生産性要件を満たしていることの確認

(個人事業主の場合)

0600 支給決定

0601 支給決定

0602 支給決定に係る事務処理

0603 支給の方法

0604 経理

0700 不正受給

0701 不正受給した助成金の取扱い

0702 不支給措置

0703 事業主等への通知及び不服の申し出が

あった場合の対応

0704 関係機関への情報提供

0705 公表

0800 返還

0801 返還

0802 連帯債務

0900 雑則

0901 代理人等の取扱い

0902 社会保険労務士又は代理人が不正受給に関与していた場合の申請に係る取扱い

筀

0903 労働保険事務組合の取扱い

1000 委任

1001 安定所長への業務の委任

1100 附則

1101 施行期日

#### 0100 趣旨

#### 0101 趣旨

助成金は雇用保険被保険者(以下「被保険者」という。)、被保険者であった者及び被保険者になろうとする者に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定、職業能力の開発や向上を図るため、一定の要件を満たした事業主又は事業主団体(以下「事業主等」という。)に対して、必要な助成を行うものである。

### 0200 定義

#### 0201 事業主

この要領において「事業主」とは、事業の経営の主体である個人又は法人若しくは法人格がない社団若しくは財団をいう。

## 0202 中小企業事業主

この要領において「中小企業事業主」とは、その資本金の額若しくは出資の総額(以下「資本金等の額」という。)が3億円(小売業(飲食店を含む。以下同じ。)又はサービス業を主たる事業とする事業主については5,000万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円)を超えない事業主又はその常時雇用する労働者の数が300人(小売業を主たる事業とする事業主については100人)を常態として超えない事業主をいう。

主たる事業	資本金の額 又は出資の総額	常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

なお、小売業、サービス業、卸売業、その他の業種の具体的な内容は下表のとおりである(日本標準産業分類(平成25年10月30日付け総務省告示第405号)による業種区分)。

業種	該当分類項目
小売業	大分類 I (卸売業、小売業) のうち 中分類 5 6 (各種商品小売業) 中分類 5 7 (織物・衣服・身の回り品小売業) 中分類 5 8 (飲食料品小売業) 中分類 5 9 (機械器具小売業) 中分類 6 0 (その他の小売業) 中分類 6 1 (無店舗小売業) 大分類M (宿泊業、飲食サービス業) のうち 中分類 7 6 (飲食店) 中分類 7 7 (持ち帰り・配達飲食サービス業)